

ホテル国分荘の「宿泊約款」と「宴会利用規則」の一部抜粋

《宿泊契約締結の拒否》

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、次の①から⑥に該当するとき。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力若しくはこれらに準じる者(以下「暴力団等」といいます。)又は暴力団等の関係者である場合
 - ② 暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ③ 法人でその役員(取締役、執行役又はこれに準じる者をいいます。)、従業員、関係社等のうちに暴力団等の関係者がある場合
 - ④ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
 - ⑤ 当ホテルのお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑥ 当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

《当ホテルの契約解除権》

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除するものとします。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (6) 宿泊客が、以下の①から⑥に該当することが判明したとき。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力若しくはこれらに準じる者(以下「暴力団等」といいます。)又は暴力団等の関係者である場合
 - ② 暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ③ 法人でその役員(取締役、執行役又はこれに準じる者をいいます。)、従業員、関係社等のうちに暴力団等の関係者がある場合
 - ④ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
 - ⑤ 当ホテルのお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑥ 当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

《「宴会利用契約」締結の拒否及び解除》

当ホテルは、次に掲げる事由に該当すると当ホテルが認める場合においては、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した後に該当すると判断した場合は、締結を解除するものとします。

- (1) ご利用者が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) ご利用者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) ご利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により使用させることができないとき。
- (5) 消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (6) ご利用者が、以下の①から⑥に該当することが判明したとき。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力若しくはこれらに準じる者(以下「暴力団等」といいます。)又は暴力団等の関係者である場合
 - ② 暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ③ 法人でその役員(取締役、執行役又はこれに準じる者をいいます。)、従業員、関係社等のうちに暴力団等の関係者がある場合
 - ④ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
 - ⑤ 当ホテルのお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑥ 当ホテル又は当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合